

令和3年9月1日

保護者の皆様

東大和市立第五中学校  
校長 和田 孝

### オンラインを活用した出欠の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、オンラインを活用した出欠の扱いについて東大和市教育委員会より下記の通り連絡がありましたのでご連絡いたします。これに伴い、五中ではオンライン授業を出席扱いとしてきましたが、「出席停止等」として記録させていただきます。

なお、御質問につきましては東大和市教育委員会へお問い合わせください。

保護者の皆様及びお子さまにおかれましてはご心配をおかけしますが、安心・安全を第一にして取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に関わり登校できない場合について
  - 感染が判明した場合
  - 濃厚接触者など感染の疑いがあると判明した場合
  - 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染又は濃厚接触者と特定されるなどの感染の疑いにより、感染を予防するために、児童・生徒が自宅待機等により登校できなくなった場合又は新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

その際、オンラインを活用した学習支援や相談支援についても、児童・生徒の実態に応じて積極的に実施する。

(2) 出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- 2 自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている児童・生徒
  - 以下の4点を全て満たした場合、出席扱いとする。
  - (1) サポートルーム（適応指導教室）及びフリースクール等の民間施設において、指導・相談を受けることが困難である。
  - (2) 在籍校の教員やスクールカウンセラー、サポートルーム指導員、さわやか教育相談室相談員、スクールソーシャルワーカーの訪問などによる対面指導（オンラインを含む）を定期的に受けている。

(3) 1人1台コンピュータ等のICTや郵送、ファクシミリ等を活用して、学校や学校外の民間業者から提供される教材や資料等による学習活動を行っている。

※ 学校外の民間業者から提供される教材や資料等を活用する際は、学習指導要領に準じており、自校の教育課程に照らし適切と認められるものであること。

【1人1台コンピュータを活用した学習活動の例】

- ・ ドリルアプリ（リアテンドント等）による個別学習
- ・ 学習支援クラウド（スカイメニュー等）によるワークシートやレポート等の送受信
- ・ ビデオ会議ツール（Teams等）による当該児童・生徒への個別指導
- ・ ビデオ会議ツール（Teams等）による在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型の授業配信やオンデマンド型の授業配信）

(4) 学習活動の内容が、当該児童・生徒が、現在登校を希望しているか否かに関わらず、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童・生徒の自立を助ける上で有効・適切である。

【問い合わせ先】

東大和市立第五中学校

副校長 鎌田 智義

電話 042(561)0050